

[事案 2022-229] 満期祝金据置利率割増請求

・令和5年8月22日 裁定不調

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、満期祝金等の据置利率の割増しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主な主張>

平成元年10月に契約した学資保険について、以下等の理由により、満期祝金等に商事法定利率1%を適用して支払ってほしい。

- (1)平成23年に担当者から、満期祝金は満期日に受け取ることもできるし、据え置くこともできること、据置金利は1%となることの説明を受け、据え置く旨を伝えたが、その際、据置きを希望する場合には別途書類の提出が必要であることの説明はなかった。平成24年に担当者と面談した際、満期祝金が据置金として取り扱われていないことが判明した。
- (2)保険会社は、平成24年の面談以降、本トラブルの存在を認識し、解決を申し入れられているにも関わらず、誠意ある対応を行わず、結果として10年以上放置して、満期祝金等を拘束した。満期祝金等を受け取っていただければ、運用により相応の利益を得ていたはずである。

<保険会社の主な主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人が満期祝金を据え置く旨を伝えた職員を特定することができなかったが、満期前の案内書類には、当時の据置利率が0.30%である旨が明記されるとともに、『据置受取』を希望される場合「送付いただく書類が異なります」との記載があり、書面での手続を前提とする旨の記載がある。
- (2)申立人の申し出に対しては、その都度必要な調査や説明を行うなど、可能な限り誠意ある対応を行ってきており、その他、満期祝金および据置清算金に法定利息を付して支払うべき事情はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、満期時の状況を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。